

(公印省略)

情 個 審 第 2 5 2 3 号  
令 和 5 年 7 月 1 0 日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和5年7月10日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和2年（行情）諮詢第678号

事 件 名：公用旅券等の発給手続に関する文書の一部開示決定に関する件

(公印省略)

情個審第2522号  
令和5年7月10日

外務大臣殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく  
下記の諮詢について、別添のとおり、答申書を交付します（令和5年度（行情）  
答申第183号）。

記

諮詢番号：令和2年（行情）諮詢第678号

事 件 名：公用旅券等の発給手続に関する文書の一部開示決定に関する件

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和2年12月10日（令和2年（行情）諮詢第678号）

答申日：令和5年7月10日（令和5年度（行情）答申第183号）

事件名：公用旅券等の発給手続に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月27日付け情報公開第00799号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

当該部分開示決定のうち、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由に不開示とした部分を取り消すとの決定を求める。

### 第3 謝問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和2年5月25日付けで受理した審査請求人からの開示請求「公用旅券及び外交旅券の発給手続が書いてある文書（最新版）」に対し、行政機関の保有する情報公開に関する法律10条2項による延長を行った後、対象文書19件を特定し、8文書を開示、11文書を部分開示とする決定を行った（令和2年7月27日付け情報公開第00799号）。

これに対し、審査請求人は、令和2年8月6日付けで本件対象文書について、上記第2の2を求める旨の審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる行政文書は、本件対象文書である。

#### 3 原処分について

原処分において、「公用旅券及び外交旅券の発給手続が書いてある文書（最新版）」に関し、本件開示請求受付時点で、当該対象文書19件を保有していたことから、同文書を以て開示等決定を行ったものである。

#### 4 審査請求人の主張について

本件部分開示決定のうち、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由に不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を取り消すとの決定を求める審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「本件対象文書のうち、本件不開示部分が本当に法5条6号に該当するかどうか不明である。」旨主張している。
- (2) 本件不開示部分は、旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号により不開示とした。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月10日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月8日 審議
- ④ 令和5年6月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月23日 審議
- ⑥ 同年7月4日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる6文書である。

審査請求人は、原処分において、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由に不開示とした部分の開示を求めているが、諮詢庁から、当該部分のうち別表1に掲げる部分については、改めて検討した結果、開示するとの説明があったことから、この点については判断しないこととし、別表2に掲げる部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、同号に該当するとして不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示維持部分には、外交・公用旅券申請者が特定地域に渡航する場合の対応方法や外務省内の具体的な手続が記載されていることが認められる。

(2) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

我が国は、特定地域との関係を非政府間の実務関係として維持することとしており、国家公務員の特定地域への渡航を含む対応については、こうした立場を踏まえ対応することとしている。当該渡航に係る具体的な実施方法や内部の手続等が明らかになれば、我が国の対外関係に影響を与えるおそれがある他、我が国の旅券発給事務等に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

(3) 当該部分を公にすることにより、我が国の対外関係に影響を及ぼし、我が国の旅券発給事務等に支障が生じるおそれがあるとの諮詢庁の上記(2)の説明は、特段不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

文書1 (II) 国外旅券事務取扱要領 公用旅券編

文書5 II. 外交・公用旅券編

文書12 在外公館職員官職一覧表

文書16 公用旅券請求事務の手引き（省内旅券請求事務担当者向資料）

文書17 公用旅券請求事務の手引き（平成30年4月1日）

文書19 外交旅券の請求手続（令和元年5月改訂）

※ 文書番号は、原処分に係る行政文書開示等決定通知書の別紙の番号に合わせたものである。

別表1（諮詢庁が新たに開示する部分）

文書番号	新たに開示する部分
文書1	9 頁目
	別表2に掲げる部分を除く11 頁目の本件不開示部分
	13 頁目
文書5	2 頁目
	別表2に掲げる部分を除く9 頁目の本件不開示部分
文書12	1 頁目
文書16	別表2に掲げる部分を除く1 頁目の本件不開示部分
文書17	別表2に掲げる部分を除く2 頁目の本件不開示部分
	別表2に掲げる部分を除く6 頁目の本件不開示部分
	別表2に掲げる部分を除く74 頁目の本件不開示部分
文書19	2 頁目
	3 頁目の下から2行目ないし5行目の本件不開示部分
	4 頁目
	5 頁目
	6 頁目の内線番号を除く部分
	7 頁目

別表2（本件不開示維持部分）

文書番号	不開示とした部分
文書1	11頁目の2行目左から11文字目ないし18文字目
文書5	9頁目の10行目左から9文字目ないし15文字目
文書16	1頁目の下から14行目左から5文字目ないし9文字目
	3頁目の上から1箇所目
文書17	2頁目の下から8行目左から2文字目ないし6文字目
	6頁目の上から1箇所目左から2文字目ないし6文字目
	11頁目
	74頁目の8行目左から10文字目ないし13文字目